

○国土交通省告示第二百二十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の八第二号口の規定に基づき、壁等が防火設備である場合の内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準及び特定非加熱面が面する室における延焼を防止することができる温度を次のように定める。

令和六年三月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件

第一 建築基準法施行令第百九条の八第二号口に規定する内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、特定非加熱面が面する室の部分（壁等である防火設備の下端の各点について、当該各点を水平方向に十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に防火設備の高さに十五センチメートルを加えた距離及び垂直下方に十五センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分に限る。）に対して、次に掲げる措置を講ずることとする。

一 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の室内に面する部分は、仕上げを不燃材

料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

二 回り縁、窓台その他これらに類する部分は、不燃材料で造ること。

第二 建築基準法施行令第百九条の八第二号ロに規定する第一に定める措置によって特定非加熱面が面する室における延焼を防止することができる特定非加熱面の温度（特定非加熱面の全体について平均した温度をいう。）は、摂氏三百八十度とする。

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。